

環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針

(平成16年9月24日閣議決定)

はじめに

私たちは、地球の環境の中で生きています。大気、水、土、生物が網目のようにつながって、それぞれの地域で環境を形づくっています。こうした地域の環境は、大気や水の大循環により、地球全体の環境とつながり、その一部となっています。

私たちは、人間という生物として他の生物と共にこの地球上で生きており、お互い尊い「いのち」を持つ存在として、尊重し合うべきものです。一方で、他の生物のいのちに依存して生きていくことを自覚する必要もあります。しかし、例えば、絶滅のおそれのある野生動植物種の保護に心を配らない、動物を虐待する、ひいては人間同士でいのちを軽視するなど、いのちを尊ぶ心が失われているのではないかと疑わせる出来事が、国内外で続いています。いのちある生物で構成される生態系の中で生きていくことを理解し、実感することは、いのちを尊ぶ心をはぐむことにつながります。

私たちは、地球上の様々なものや資源を利用しています。産業革命以降、化石燃料等エネルギーを利用するようになり、また、交通手段の発達により、世界中の至る所のものや資源を利用することができるようになりました。しかし、ものや資源は、賢明に利用しなければ環境に影響を及ぼします。ものや資源を利用した生産工程、それらにより生産されるものの中には、環境に影響を与えるものも少なくありません。私たちは、日本にいながら、身近な環境にとどまらず、世界の様々な場所で発生している環境問題と無縁ではいられなくなってきています。私たちは、「地球市民」として環境問題に取り組むことが求められています。

私たちは、環境を介して将来の世代ともつながっています。子孫が、祖先と同じように地球の環境の中で生き、その恵みで生活していくことができるようにしなければなりません。子孫の未来は、私たちが環境の中でどのような行動や生活をするかによって大きく左右されます。私たちは、持続可能な社会をつくらなければならないのです。

私たちは、環境を活用しながら経済的、社会的、文化的活動を営んできました。環境は、地域によって、砂漠のような乾燥地から森林のような緑豊かなものまで大きく異なり、私たちが、それぞれの環境に合わせて、これをいかしながら生活してきました。こうした生活は、美しいもの、あるべきものとして芸術や文化の基盤ともなっています。

しかし、私たちは、今、大量生産、大量消費、大量廃棄や効率性、利便性の追求の結果として温室効果ガスや廃棄物の排出量の増加、身近な生き物の減少といった課題に直面しています。こうした問題は、だれかが解決してくれるものではありません。日々の暮らしに深く関わり、私たち自身が、家庭で、地域で、職場で、そして民間活動(NPO活動等)の中で、問題解決に進んで取り組むことが大切になっています。こうした取組が進むよう、それぞれの主体の意識を高めるとともに、取組を進める環境や仕組みづくりが求められています。

私たちは、子孫が自ら環境保全に取り組むことができることとなるよう、教育に取り組んでいくことが必要です。環境の中で生き、その恵みで生活していることを実感し、私たちの活動に起因する環境負荷が、地域の環境や地球環境に大きな影響を及ぼしていることを理解する必要があります。こうした実感や理解を基に、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身に付け、自ら進んで環境問題に取り組む人材を育てていくことが大切であり、このため、環境教育が必要です。

私たちは、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、持続可能な社会づくりに向けて、様々な主体の自発的な活動を支援し、その基盤となる環境教育等の推進に取り組めます。

政府としては、様々な主体の自発性を尊重し、これらと連携しながら持続可能な社会づくりに共に取り組んでいきます。

1 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な事項

持続可能な社会をつくるため、私たち自身が、家庭、地域、職場において、主体的に環境保全に取り組むことが必要です。そのため、個人が自発的に取り組む活動を支援し、その基盤である環境保全の意欲の増進や環境教育を進めていきます。

(1) 私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全

私たちが直面する環境問題は、私たち一人一人が取り組まなければならない問題です。一方、私たちの行動は、私たちの属する社会の価値観や風習、経済の在り方と深く結びついています。このため、一人一人の意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組むようになること、そして、それを支える社会経済の仕組みを整えることにより、持続可能な社会を目指していく必要があります。

「持続可能な開発」という考え方は、「環境と開発に関する世界委員会(ブルントラント委員会)」が1987年(昭和62年)に公表した報告書「我ら共有の未来」の中で初めて提示されました。1992年(平成4年)の「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」では、世界各国の首脳が集い、持続可能な開発を実現するための取組について合意しました。持続可能な開発の内容については、地球サミット以降の各国での取組、国際的な議論等の中で深められつつありますが、その理念や考え方として、以下の4つの共通的理解があります。

第1は、環境のもたらす恵みを将来世代にまで引き継いでいこうという、長期的な視点を持っている点です。

第2は、地球の大自然の営みとのきずなを深めるような新しい社会や文化を求めている点です。地球の生態系の一員として環境を維持し、その中の生物やその他の環境との共存共栄を図る中で人々が生き、暮らすことが、持続可能な社会の一つの要件と考えられています。

第3は、人間としての基礎的なニーズの充足を重視し、他方で、浪費を退けるような新しい発展の道を実践することにより、世界全体で社会経済の持続可能性を高めようとしている点です。

第4は、多様な立場の人々の参加、協力、役割の分担が不可欠であるとしている点です。

こうした理念や考え方を踏まえた我が国としての持続可能な社会づくりを目指し、法に基づく措置を進めていく必要があります。

私たちが、自発的な行動により、持続可能な社会の構築を目指していくためには、社会を構成する多様な主体の参加と協力を得ることが必要です。また、持続可能な社会は、様々な産業、家庭や地域といった社会、科学技術、文化、歴史の継承とも深く関わってきます。さらに、持続可能な社会をつくるためには、世界的な視野に立ち、地球市民として取り組むことが必要です。

こうした視点に基づき、持続可能な社会づくりのためには、環境問題以外の問題も含めて取り組むことが必要となってきます。例えば、開発途上地域における貧困や人口の急増は、自然破壊、居住環境の悪化等の環境問題を引き起こします。環境に近い所で日々生活している女性や先住民の意思は、環境への影響を判断する上で尊重されなければなりません。様々な国家、民族等の平和的共存が損なわれれば、戦闘行為や難民の発生により、環境が破壊されます。科学技術は、必ずしも環境に配慮して発展してきたとは言えない側面がある一方で、環境問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことが期待されます。私たちが法に基づく措置を推進していく際には、持続可能な社会づくりに必要な様々な問題に配慮し、取組の中に位置付けていく必要があります。

(2) 取組の基本的な方向

① 環境保全の意欲の増進についての取組の方向

A 地球温暖化問題等の課題に自ら進んで取り組むことの重要性

環境という私たち共通の生存基盤は、だれのものでもありません。だれのものでもないだけに、だれかが守り、良くしてくれるものではありません。社会を構成する個人、家庭、民間団体、事業者、行政等といったあらゆる主体が、自らの問題としてとらえ、環境問題に取り組む必要があります。こうした自覚を持った主体による自発的な取組は、自主性を基にした創意工夫により、より効果的な取組の枠組みをつくり出し、取組を更に進める原動力となります。さらに、各主体の参加により、環境問題にとどまらない様々な問題を地域や社会の中で自律的に改善し、持続可能な社会を多面的につくっていく力にもつながります。

地球温暖化対策、循環型社会の形成、生物多様性の保全をはじめとする今日私たちが直面する課題は、こうした自発的な取組を必要としています。法にいう環境保全活動は、これらの課題に自発的に手足を動かして取り組んでいこうとする取組です。政府は、法に定める基本理念に基づき、また、地球温暖化対策その他の課題への取組の確固たる基盤とするべく、環境保全活動を支援し、環境保全の意欲の増進のための活動を促進する施策を講じていきます。

イ あらゆる主体に取組が広がっていくことの重要性

地球サミットで採択された「環境と開発に関するリオ宣言(リオ宣言)」においては、環境問題は、それぞれのレベルで、関心のあるすべての市民が参加することによって、最も適切に扱われると記述され、民間団体その他の様々な主体の環境保全への取組が重要であり、かつ、不可欠であることが明らかにされました。

社会を構成する個人、家庭、民間団体、事業者、行政等が、環境問題への取組を自らの問題としてとらえ、自発的に活動し、お互いの活動を理解し、立場を尊重し、適切な役割分担をすることにより、持続可能な社会づくりに取り組んでいくことが必要です。特に、喫緊の課題となっている地球温暖化問題等については、あらゆる主体による取組が必要であり、温室効果ガスの排出削減対策及び吸収源対策等の具体的な成果に結びつくよう総合的に施策を進めていきます。

ウ 社会、地域、家庭における環境保全の意欲の増進を進める環境の整備

こうした活動を支える枠組みとして、平成10年(1998年)に「特定非営利活動促進法(NPO法)」が制定され、その後、民間活動の促進に関連した法律の整備が進められてきました。こうした枠組みにより民間活動が社会の中に位置付けられ、更に取組が活性化するという好循環が見られています。加えて、税制、助成、事業委託等により活動の経済的基盤が形づくられています。民間活動を支援するためには、自立的な活動を支える観点、行政や事業者との効果的な連携促進の観点から仕組みの整備や運用を進めていく必要があります。また、自発的な活動の重要性、自主性を尊重した取組の在り方についての各主体の理解を深めるとともに、活動の場で参加者の自発的な行動を上手に引き出したリ促進したりする役割を担う人(ファシリテーター)、様々な人や組織の間の調整やネットワークづくりを行う役割を担う人(コーディネーター)を育てていく必要があります。

また、特に地域における環境保全活動は、住民や民間団体等が参加し、地域の環境を保全、改善し、循環型の地域社会づくりを目指すことが大切です。ふるさとかから学び、地域ぐるみで身近な環境を守り、良くしていこうとする動きが見られます。一方、都市の住民等にとっては、普段の生活において環境と社会とのつながりを実感する機会は多くありません。都市特有のヒートアイランド現象や大気汚染の状況について学んだり、廃棄物処理